東近江行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則

平成6年12月27日滋賀中部地域行政事務組合規則第8号

規則第13号 改正 平成9年3月31日 規則第5号 平成22年12月1日 平成10年3月31日 規則第2号 平成23年4月1日 規則第3号 平成11年4月30日 規則第3号 平成24年9月27日 規則第4号 平成13年3月19日 規則第1号 平成26年4月30日 規則第7号 平成14年4月30日 規則第6号 平成29年3月21日 規則第6号 平成15年3月18日 平成31年3月13日 規則第1号 規則第3号 平成16年3月8日 規則第1号 令和2年1月24日 規則第3号 平成17年6月7日 規則第8号 令和4年1月25日 規則第1号 平成18年10月31日 規則第13号 平成20年3月28日 規則第3号 平成20年11月12日 規則第11号 平成21年1月14日 規則第1号 平成21年3月16日 規則第2号 平成22年3月30日 規則第6号 平成22年10月1日 規則第8号

滋賀中部地域行政事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(昭和47年 中部地域消防組合規則第4号)の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 正規の勤務時間等(第2条-第5条)
- 第3章 時間外勤務及び超勤代休時間(第6条-第6条の13)
- 第4章 休日の代休日(第7条)
- 第5章 休暇 (第8条-第24条)
- 第6章 雑則 (第25条 第29条)

付則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、東近江行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年滋賀中部地域行政事務組合条例第5号。以下「条例」という。)に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 正規の勤務時間等

(特別の形態によって勤務する必要のある職員の週休日及び勤務時間の割振りの 基準)

第2条 任命権者は、条例第4条第2項本文の定めるところに従い週休日(条例第3条第1項に規定する週休日をいう。以下同じ。)及び勤務時間の割振りを定める場合には、勤務日(条例第5条に規定する勤務日をいう。次項、次条及び第11条において同じ。)が引き続き12日を超えないようにし、かつ、1回の勤務に割り振られる勤務時間が15時間30分を超えないようにしなければならない。

(平21規則2・一部改正)

- 2 任命権者は、条例第4条第2項ただし書の定めるところに従い週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、次に定める基準に適合するように行わなければならない。
 - (1) 週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が、38時間45分を超えないこと。
 - (2) 勤務日が引き続き12日を超えないこと。
 - (3) 1回の勤務に割り振られる勤務時間が15時間30分を超えないこと。

(平21規則2・一部改正)

(週休日の振替等)

- 第3条 条例第5条の規則で定める期間は、同条の勤務することを命ずる必要がある 日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起 算日とする8週間後の日までの期間とする。
- 2 任命権者は、週休日の振替(条例第5条の規定に基づき勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この項において同じ。)又は半日勤務時間の割振り変更(同条の規定に基づき勤務日(4時間の勤務日のみが割り振られている日を除く。以下この条において同じ。)のうち4時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を条例第5条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この条において同じ。)を行う場合には、週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更(以下「週休日の振替等」という。)を行った後において、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、条例第3条第2項、条例第4条及び条例第5条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日等」という。)が引き続き24日を超えないようにしなければならな

い。

3 任命権者は、半日勤務時間の割振り変更を行う場合には、第1項に規定する期間 内にある勤務日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間に ついて割り振ることをやめて行わなければならない。

(休息時間)

- 第4条 任命権者は、できる限り、おおむね4時間の連続する正規の勤務時間(条例 第8条に規定する正規の勤務時間をいう。)ごとに、15分の休息時間を置かなけれ ばならない。この場合において、休息時間は、正規の勤務時間の始め又は終わりに 置いてはならない。
- 2 休息時間は、正規の勤務時間に含まれるものとし、これを与えられなかった場合 においても、繰り越されることはない。

(週休日及び勤務時間の割振り等の明示)

第5条 任命権者は、条例第3条第1項ただし書の規定により週休日を設け、同条第 2項の規定により勤務時間を割り振り、条例第4条の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定め、条例第6条の規定により休憩時間を置き、又は前条第1項の規定により休息時間を置いた場合には、適当な方法により速やかにその内容を明示するものとする。

(育児短時間勤務職員等についての適用除外等)

第5条の2 第2条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律 第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第1項に規定する育児短時間勤務 (以下「育児短時間勤務」という。)をしている職員及び育児休業法第17条の規定 による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)には 適用しない。

(平20規則3・追加)

第3章 時間外勤務及び超勤代休時間

(時間外勤務を命ずる際の考慮等)

第6条 任命権者は、職員に時間外勤務(条例第8条第2項の規定に基づき命ぜられて行う勤務をいう。以下同じ。)を命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。

(平31規則3・一部改正)

2 条例第8条第2項ただし書の規則で定める場合は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合において、育児短時間勤務職員等に同項に規定する勤務を命じなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認められるときとする。

(平20規則3・一部改正)

第6条の2 任命権者は、再任用短時間勤務職員等(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。)に時間外勤務を命ずる場合には、再任用短時間勤務職員等の正規の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

(平20規則3・一部改正)(平31規則3・一部改正)

(時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限)

- 第6条の2の2 任命権者は、職員に時間外勤務を命ずる場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。
 - (1) 次号に規定する部署以外の部署に勤務する職員 次に掲げる職員の区分に応じ、 それぞれ次に定める時間及び月数 (アにあっては、時間)
 - ア イに掲げる職員以外の職員 次の(ア)及び(イ)に定める時間
 - (ア) 1 箇月において時間外勤務を命ずる時間について45時間
 - (イ) 1年において時間外勤務を命ずる時間について360時間
 - イ 1年において勤務する部署が次号に規定する部署からこの号に規定する部署 となった職員 次の(ア)及び(イ)に定める時間及び月数
 - (ア) 1年において時間外勤務を命ずる時間について720時間
 - (イ) ア及び次号(イを除く。) に規定する時間及び月数並びに職員の健康及び福祉を考慮して、任命権者が定める期間において任命権者が定める時間及び 月数
 - (2) 他律的業務(業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。)の比重が高い部署として任命権者が指定するものに勤務する職員 次のアからエまでに定める時間及び月数
 - ア 1箇月において時間外勤務を命ずる時間について100時間未満
 - イ 1年において時間外勤務を命ずる時間について720時間
 - ウ 1 箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1 箇月、2 箇月、3 箇月、

4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務を命ずる時間の一筒月当たりの平均時間について80時間

- エ 1年のうち1箇月において45時間を超えて時間外勤務を命ずる月数について6箇月
- 2 任命権者が、特例業務(大規模災害への対処その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要するものと任命権者が認めるものをいう。以下この項において同じ。)に従事する職員に対し、前項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合については、同項(当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。任命権者が定める期間において特例業務に従事していた職員に対し、同項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合として任命権者が定める場合も、同様とする
- 3 任命権者は、前項の規定により、第1項各号に規定する時間又は月数を超えて職員に時間外勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該時間外勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る1年の末日の翌日から起算して6箇月以内に、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、職員に時間外勤務を命ずる場合における時間及び月数の上限に関し必要な事項は、任命権者が定める。

(平31規則3・1条追加)

(超勤代休時間の指定)

- 第6条の3 条例第8条の2第1項の規則で定める期間は、東近江行政組合職員の給与に関する条例(昭和47年中部地域消防組合条例第19号。以下「給与条例」という。) 第19条第4項に規定する60時間を超えて勤務した全時間に係る月(次項において「60時間超過月」という。)の末日の翌日から同日を起算日とする2月後の日までの期間とする。
- 2 任命権者は、条例第8条の2第1項の規定に基づき超勤代休時間(同項に規定する超勤代休時間をいう。以下同じ。)を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等(休日及び代休日(条例第10条第1項に規定する代休日をいう。以下同じ。)を除く。第4項において同じ。)に割り振られた勤務時間のうち、超勤

代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る60時間超過月における給与条例第19条第4項の規定の適用を受ける時間(以下この項及び第6項において「60時間超過時間」という。)の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

- (1) 給与条例第19条第1項第1号に掲げる勤務に係る時間(次号に掲げる時間を除く。)又は同条第2項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務 に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて 得た時間数
- (2) 東近江行政組合職員の育児休業等に関する条例(平成4年滋賀中部地域行政事務組合条例第4号)第17条又は第20条の規定により読み替えられた給与条例第19条第1項ただし書又は第3項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の50を乗じて得た時間数
- (3) 給与条例第19条第1項第2号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する60 時間超過時間の時間数に100分の15を乗じて得た時間数
- 3 前項の場合において、その指定は、4時間、半日又は7時間45分(年次有給休暇の時間に連続して超勤代休時間を指定する場合にあっては、当該年次有給休暇の時間の時間数と当該超勤代休時間の時間数を合計した時間数が4時間、半日又は7時間45分となる時間)を単位として行うものとする。
- 4 任命権者は、条例第8条の2第1項の規定に基づき1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について超勤代休時間を指定する場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日等の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、任命権者が、業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りではない。
- 5 任命権者は、職員があらかじめ超勤代休時間の指定を希望しない旨申し出た場合 には、超勤代休時間を指定しないものとする。
- 6 任命権者は、条例第8条の2第1項に規定する措置が60時間超過時間の勤務をした職員の健康及び福祉の確保に特に配慮したものであることにかんがみ、前項に規定する場合を除き、当該職員に対して超勤代休時間を指定するよう努めるものとする。

- 7 超勤代休時間の指定の手続に関し必要な事項は、管理者が定める。
 - (育児を行う職員の深夜勤務の制限)
- 第6条の4 条例第8条の3第1項の規則で定める者は、次のいずれにも該当する者 とする。
 - (1) 深夜において就業していない者(深夜における就業日数が1月について3日以下の者を含む。) であること。
 - (2) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。第6条の6、第6条の8並びに第12条第1項第3号及び第10号並びに別表第2において同じ。)を養育することが困難な状態にある者でないこと。

(平29規則6·一部改正)

(3) 8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である者又は産後8週間を経過しない者でないこと。

(令4規則1・一部改正)

- 第6条の5 職員は、深夜勤務制限請求書により、深夜における勤務(以下「深夜勤務」という。)の制限を請求する一の期間(6月以内の期間に限る。以下「深夜勤務制限期間」という。)について、その初日(以下「深夜勤務制限開始日」という。)及び末日(以下「深夜勤務制限終了日」という。)とする日を明らかにして、制限開始日の1月前までに条例第8条の3第1項の規定による請求(以下「深夜勤務制限請求」という。」を行うものとする。
- 2 深夜勤務制限請求があった場合においては、任命権者は、公務の運営の支障の有無について、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。当該通知後において、公務の運営に支障が生じる日があることが明らかとなった場合にあっては、任命権者は、当該日の前日までに、当該請求をした職員に対しその旨を通知しなければならない。
- 3 任命権者は、深夜勤務制限請求に係る事由について確認する必要があると認める ときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。
- 第6条の6 深夜勤務制限請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。
 - (1) 当該請求に係る子が死亡した場合

- (2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合
- (3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合
- (4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等(育児休業法第2条第1項において子に含まれるものとされる者をいう。以下同じ。)が民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

(平22規則8・平29規則6・一部改正)

(5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第6 条の4第1項に規定する職員に該当しなくなった場合

(平29規則6・追加)

- 2 深夜勤務制限開始日以後深夜勤務制限終了日とされた日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、深夜勤務制限請求は、当該事由が生じた日を深夜勤務制限期間の末日とする請求であったものとみなす。
- 3 前2項の場合において、職員は遅滞なく、第1項各号に掲げる事由が生じた旨を 任命権者に届け出なければならない。
- 4 前条第3項の規定は、前項の届出について準用する。

(平17規則8・一部改正)

(育児を行う職員の時間外勤務の制限)

第6条の7 職員は、時間外勤務制限請求書により、条例第8条第2項に規定する勤務(以下「時間外勤務」という。)の制限を請求する一の期間について、その初日(以下「時間外勤務制限開始日」という。)及び期間(1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。)を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに条例第8条の3第2項又は第3項の規定による請求(以下「時間外勤務制限請求」という。)を行わなければならない。この場合において、条例第8条の3第2項の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

(平22規則8・一部改正)

2 時間外勤務制限請求があった場合においては、任命権者は、条例第8条の3第2

項又は第3項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、 速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。

(平22規則8・一部改正)

3 任命権者は、時間外勤務制限請求が、当該請求があった日の翌日から起算して1週間を経過する日(以下「1週間経過日」という。)前の日を時間外勤務制限開始日とする請求であった場合で、条例第8条の3第2項又は第3項に規定する措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該時間外勤務制限開始日から1週間経過日までの間のいずれかの日に時間外勤務制限開始日を変更することができる。

(平22規則8・一部改正)

- 4 任命権者は、前項の規定により時間外勤務制限開始日を変更した場合においては、 当該時間外勤務制限開始日を当該変更前の時間外勤務制限開始日の前日までに当 該請求をした職員に対し通知しなければならない。
- 5 任命権者は、前条の請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、 当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。
- 第6条の8 時間外勤務制限請求がされた後時間外勤務制限開始日の前日までに、次 の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものと みなす。
 - (1) 当該請求に係る子が死亡した場合
 - (2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合
 - (3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合
 - (4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと (特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

(平29規則6・追加)

(5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第6 条の4第2項又は第3項に規定する職員に該当しなくなった場合

(平29規則6・追加)

2 時間外勤務制限開始日から起算して時間外勤務制限請求に係る期間を経過する日

の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求 は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの請求であったものとみな す。

- (1) 前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合
- (2) 当該請求に係る子が、条例第8条の3第2項の規定による請求にあっては3歳に、同条第3項の規定による請求にあっては小学校就学の始期に達した場合 (平22規則8・一部改正)
- 3 前2項の場合において、職員は遅滞なく、第1項各号に掲げる事由が生じた旨を 任命権者に届け出なければならない。
- 4 前条第5項の規定は、前項の届出について準用する。

(平17規則8・一部改正)

(介護を行なう職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第6条の9 第6条の5から前条まで(第6条の6第1項第3号から第5号まで及び前条第1項第3号から第5号までを除く。)の規定は、条例第15条第1項に規定する要介護者(以下「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、第6条の6第1項第1号中「子」とあるのは「条例第15条第1項に規定する要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、第6条の7第2項中「第8条の3第2項又は第3項」とあるのは「それぞれ条例第8条の3第2項又は第3項」とあるのは「第8条の3第3項」と、同条第3項中「第8条の3第2項又は第3項」とあるのは「第8条の3第3項」と、前条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同条第2項中「次の各号」とあるのは「前項第1号又は第2号」と読み替えるものとする。

(平17規則8・一部改正)(平22規則8・全部改正)(平29規則6・一部改正) (その他)

第6条の10 この章に定めるものの他、深夜勤務制限請求書及び時間外勤務制限請求 書の様式その他勤務の制限に関し必要な事項は、管理者が定める。

第4章 休日の代休日

(代休日の指定)

- 第7条 条例第10条第1項の規定に基づく代休日の指定は、勤務することを命じた休日を起算日とする8週間後の日までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等(条例第8条の2第1項の規定により超勤代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。)について行わなければならない。
- 2 任命権者は、職員があらかじめ代休日の指定を希望しない旨申し出た場合には、 代休日を指定しないものとする。
- 3 代休日の指定の手続に関し必要な事項は、管理者が定める。

第5章 休暇

(年次有給休暇の日数)

- 第8条 条例第12条第1項第1号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)とする。ただし、その日数が労働基準法(昭和22年法律第49号)第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。
 - (1) 斉一型短時間勤務職員(再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等の うち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であ るものをいう。以下同じ。)20日に斉一型短時間勤務職員の1週間の勤務日の日 数を5日で除して得た数を乗じて得た日数
 - (2) 不斉一型短時間勤務職員(再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。)155時間に条例第2条第2項から第4項までの規定に基づき定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日に換算して得た日数

(平20規則3、平21規則2・一部改正)

第8条の2 前条の規定にかかわらず、労働基準法第39条第1項又は第2項に規定する継続勤務年数の計算に当たり法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定による採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者の当該採用された年における年次有給休暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。

- 第8条の3 条例第12条第1項第2号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。
 - (1) 当該年の中途において、新たに職員となるもの(次号に掲げる職員を除く。) その者の当該年における在職期間に応じ、別表第1の日数欄に掲げる日数(再 任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあっては、その者の勤務時間 等を考慮し、管理者が別に定める日数)(以下この条において「基本日数」とい う。)
 - (2) 当該年において地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等(条例第12条第1項第3号に規定する地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等をいう。以下この条において同じ。)となった者で、引き続き新たに職員となったもの 地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等となった日において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた別表第1の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数(この号に掲げる職員が再任用職員(法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。第4項第2号において同じ。)又は短時間勤務職員(育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。)である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、管理者が別に定める日数)(当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数)
- 2 条例第12条第1項第3号の規則で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、 次に掲げる法人とする。

(平21規則1·一部改正)

(1) 国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2の各号に掲げる法人

(平21規則1・号繰上)

- (2) 前号に掲げる法人のほか、管理者がこれに準ずる法人であると認めるもの (平21規則1・一部改正号繰上)
- 3 条例第12条第1項第3号の規則で定める職員は、当該年の前年において職員であった者であって引き続き当該年に地方公営企業労働関係法適用職員等になり引き続き再び職員となったものとする。

4 条例第12条第1項第3号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に 応じ、当該各号に定める日数(その日数が基本日数に満たない場合にあっては、基 本日数)とする。

(平21規則2・一部改正)

- (1) 次号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる場合に応じ、次に掲げる日数
 - ア 当該年の初日に職員となった場合 20日(当該年の中途において任期が満了することにより退職することとなる場合にあっては、当該年における在職期間に応じ、別表第1の日数欄に掲げる日数)に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数(当該残日数が20日を超える場合にあっては、20日)を加えて得た日数
 - イ 当該年の初日後に職員となった場合 この号アの日数から職員となった日 の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の 日数を減じて得た日数
- (2) 再任用職員及び短時間勤務職員 その者の勤務時間等を考慮し、管理者が別に 定める日数
- 5 第1項第2号に掲げる職員及び前項の規定の適用を受ける職員のうちその使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数が明らかでないものの年次有給休暇の日数 については、これらの規定にかかわらず、管理者が別に定める日数とする。

(平20規則3・一部改正)

第8条の4 次の各号に掲げる場合において、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数(以下「勤務形態」という。)が変更されるときの当該変更の日以後における職員の年次有給休暇の日数は、当該年の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあっては条例第12条第1項第1号又は第2号に掲げる日数に同条第2項の規定により当該年の前年から繰り越された年次有給休暇の日数を加えて得た日数とし、当該年の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該日数から当該年において当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)とし、当該年の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該勤務形態を始めた日においてこの項の規定により得られる日数から同日以後当該変更の日の前日までに使用

した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)とする。

(平20規則11·一部改正)

- (1) 再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等以外の職員が1週間ごとの 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務 (以下この条において「斉一型育児短時間勤務」という。)を始める場合、斉一 型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする斉一型育児 短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が斉一型育児短時間勤務若 しくは斉一型短時間勤務(育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち、1 週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるもの をいう。次号において同じ。)を終える場合 勤務形態の変更後における1週間 の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における1週間の勤務日の日数で除し て得た率
- (2) 再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等以外の職員が斉一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務(以下この条において「不斉一型育児短時間勤務」という。)を始める場合、不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が不斉一型育児短時間勤務若しくは育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち斉一型短時間勤務以外のものを終える場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率
- (3) 斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて不斉一型育児短時間勤務を 始める場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当 該勤務形態の変更前における勤務日ごとの勤務時間の時間数を7時間45分とみ なした場合の1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

(平21規則 2·一部改正)

(4) 不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて斉一型育児短時間勤務を 始める場合 勤務形態の変更後における勤務日ごとの勤務時間の時間数を 7 時間45分とみなした場合の1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変 更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率 (平20規則3・追加、平21規則2・一部改正)

- 2 第8条ただし書の規定の適用を受けた職員の勤務形態が、当該年の初日後に変更される場合の当該変更の日以後における当該職員の年次有給休暇の日数は、同条ただし書の規定の適用がなかったものとして前項の規定を適用した場合に得られる日数とする。この場合において、同項中「当該年において当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数」とあるのは「当該年において当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数(第8条ただし書の規定の適用がなかったものとした場合の当該年の初日における年次有給休暇の日数を超える場合にあっては、当該日数)」とし、「同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数」とあるのは「同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数」とあるのは「同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数(この項の規定により得られる日数を超える場合にあっては、当該日数)」とする。
 - (平20規則11・追加)
- 3 職員の勤務形態が当該年の初日後に変更される場合であって、前2項の規定による年次有給休暇の日数が、当該変更の日の前日における年次有給休暇の日数を下回るときは、前2項の規定にかかわらず、当該年次有給休暇の日数を当該変更の日以後における年次有給休暇の日数とする。この場合において、第1項中「同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数」とあるのは、「同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数(この項の規定により得られる日数を超える場合にあっては、当該日数)」とする。

(平20規則11・追加)

(年次有給休暇の繰越し)

第9条 条例第12条第2項の規則で定める日数は、1の年における年次有給休暇の20日(第8条各号に掲げる職員にあっては、同条の規定による日数)を越えない範囲内の残日数(当該年の翌年の初日に勤務形態が変更される場合にあっては、当該残日数に前条各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た日数(当該残日数を下回る場合にあっては、当該残日数)とする。

(平20規則3、平20規則11、平21規則2·一部改正)

(年次有給休暇の単位)

第10条 年次有給休暇の単位は、1日、半日又は1時間(再任用短時間勤務職員等及 び育児短時間勤務職員等にあっては、1日又は1時間)とする。ただし、年次有給 休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満 の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

- 2 1時間を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合には、次の各号に 掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって1日とする。
 - (1) 次号から第4号までに掲げる職員以外の職員 7時間45分
 - (2) 育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態の育児短時 間勤務職員等 次に掲げる規定に掲げる勤務の形態の区分に応じ、次に掲げる時 間数
 - ア 育児休業法第10条第1項第1号 3時間55分
 - イ 育児休業法第10条第1項第2号 4時間55分
 - ウ 育児休業法第10条第1項第3号又は第4号 7時間45分
 - (3) 斉一型短時間勤務職員(前号に掲げる職員のうち、斉一型短時間勤務職員を除 く。) 勤務日ごとの勤務時間の時間数
 - (4) 不斉一型短時間勤務職員(第2号に掲げる職員のうち、不斉一型短時間勤務職員を除く。) 7時間45分

(平20規則3、平21規則2·一部改正)

(病気休暇)

- 第11条 病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる 必要最小限度の期間とする。ただし、次に掲げる場合以外の場合における病気休暇 (以下この条において「特定病気休暇」という。)の期間は、次に掲げる場合にお ける病気休暇を使用した日その他の管理者が定める日(以下この条において「除外日」という。)を除いて連続して90日を超えることはできない。
 - (1) 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。)により負傷し、若しくは疾病にかかった場合
 - (2) 健康診断又は面接指導を行った医師が健康に異常又は異常を生ずるおそれがあると認めた職員について、任命権者が当該職員の勤務に制限を加えるために休暇(日単位の休暇を除く。)の方法により勤務を軽減した場合

(平22規則13・一部改正)

2 前項ただし書、次項及び第4項の規定の適用については、連続する8日以上の期間(当該期間における週休日等以外の日の日数が少ない場合として管理者が定める場合にあっては、その日数を考慮して管理者が定める期間)の特定病気休暇を使用した職員(この項の規定により特定病気休暇の期間が連続しているものとみなされ

た職員を含む。)が、除外日を除いて連続して使用した特定病気休暇の期間の末日の翌日から、1回の勤務に割り振られた勤務時間(1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部に育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない時間その他の管理者が定める時間(以下この項において「部分休業等」という。)がある場合にあっては、1回の勤務に割り振られた勤務時間のうち、部分休業等以外の勤務時間)のすべてを勤務した日の日数(第4項において「実勤務日数」という。)が20日に達する日までの間に、再度の特定病気休暇を使用したときは、当該再度の特定病気休暇の期間と直前の特定病気休暇の期間は連続しているものとみなす。

(平22規則13・追加)

3 使用した特定病気体暇の期間が除外日を除いて連続して90日に達した場合において、90日に達した日後においても引き続き負傷又は疾病(当該負傷又は疾病の症状等が、当該使用した特定病気体暇の期間の初日から当該負傷をし、又は疾病にかかった日(以下この項において「特定負傷等の日」という。)の前日までの期間における特定病気体暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なるものに限る。以下この項において「特定負傷等」という。)のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第1項ただし書の規定にかかわらず、当該90日に達した日の翌日以後の日においても、当該特定負傷等に係る特定病気体暇を承認することができる。この場合において、特定負傷等の日以後における特定病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して90日を超えることはできない。

(平22規則13・追加)

(平22規則13・追加)

- 4 使用した特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して90日に達した場合において、90日に達した日の翌日から実勤務日数が20日に達する日までの間に、その症状等が当該使用した特定病気休暇の期間における特定病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なる負傷又は疾病のため療養する必要が生じ、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第1項ただし書の規定にかかわらず、当該負傷又は疾病に係る特定病気休暇を承認することができる。この場合において、当該特定病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して90日を超えることはできない。
- 5 療養期間中の週休日、休日、代休日その他の病気休暇の日以外の勤務しない日は、 第1項ただし書及び第2項から前項までの規定の適用については、特定病気休暇を

使用した日とみなす。

(平22規則13・追加)

6 第1項ただし書及び第2項から前項までの規定は、条件付採用期間中の職員には 適用しない。

(平22規則13・追加)

(特別休暇)

第12条 条例第14条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、 当該各号に定める期間とする。

(平21規則2・一部改正)

- (1) 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないこと がやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (2) 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

(平21規則2・一部改正)

(3) 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

(平24規則4・一部改正)

- (4) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら 親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相 当であると認められるとき 1の年において5日の範囲内の期間
 - ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺 の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動
 - イ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神 上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置 を講ずることを目的とする施設であって管理者が定めるものにおける活動

(平18規則13·一部改正)

ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病

により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活 を支援する活動

- (5) 職員が結婚する場合で、結婚式、その他結婚に伴い必要と認められる行事等の ため勤務しないことが相当であると認められるとき 管理者が定める期間内に おける連続する7日の範囲内の期間
- (5)の2 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日(当該通院等が体外受精その他の管理者が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日)の範囲内の期間

(令4規則1・追加)

(6) 8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である女子 職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間

(平31規則3・一部改正)

- (7) 女子職員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間 (産後6週間を経過した女子職員が就業を申し出た場合において医師が支障ないと認めた業務に就く期間を除く。)
- (8) 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間(男子職員にあっては、その子の当該職員以外の親(当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として当該子を委託することができない者に限る。)を含む。)が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日における人事院規則15-14(職員の勤務時間、休日及び休暇)第22条第8号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)

(平29規則6・一部改正)

(9) 職員が妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号

において同じ。)の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 管理者が定める期間内における3日の範囲内の期間

(令4規則1・一部改正)

(10) 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は中学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間

(平17規則8・1号追加・令4規則1・一部改正))

(11) 中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして管理者が定めるその子の世話を行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められるとき 1の年において5日(その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間

(平17規則8・1号繰下、一部改正) (平22規則8・令4規則1・一部改正)

(12) 要介護者の介護その他の管理者が定める世話を行う職員が、当該世話を行う ため勤務しないことが相当であると認められるとき 1の年において5日(要介 護者が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間

(平22規則8・追加)

(13) 職員の親族(別表第2の親族欄に掲げる親族に限る。)が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数(葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要す日数を加えた日数)の範囲内の期間

(平17規則8・1号繰下)

- (14) 職員が父母の追悼のため特別な行事(父母の死亡後管理者の定める年数内に行われるものに限る。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合
 - 1日の範囲内の期間

(平17規則8・1号繰下)

(15) 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活 の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年の7月か ら9月までの期間内における、週休日、条例第8条の2第1項の規定により割り 振られた勤務時間の全部について超勤代休時間が指定された勤務日等、休日及び 代休日を除いて原則として連続する4日の範囲内の期間

(平17規則8・1号繰下)(平26規則7・一部改正)

- (16) 地震、水害、火災、その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき 7日の範囲内の期間
 - ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等 を行い、又は一時的に避難しているとき。
 - イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著 しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができ ないとき。

(平17規則8・1号繰下、平23規則3・一部改正)

(17) 地震、水害、火災、その他の災害又は交通機関の事故等により出勤すること が著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間

(平17規則8・1号繰下)

(18) 地震、水害、火災、その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

(平17規則8・1号繰下、平23規則3・一部改正)

(19) 生理に有害な職務に従事する場合及び生理日において勤務することが困難である場合 2日以内でその都度必要と認められる期間

(平17規則8・1号繰下)

(20) 妊娠中の職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康 保持に影響を与える場合 1日を通じて1時間を超えない範囲

(平17規則8・1号繰下)

(21) 妊娠中又は出産後1年以内の職員が、母子保健法(昭和40年法律第141号)第 10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合 正 規の勤務時間の始め又は終わりに、1日を通じて1時間を超えない範囲

(平17規則8・1号繰下)

(22) 妊娠中の職員が、妊娠に起因する障害 (つわりに限る。) のため勤務すること が著しく困難である場合 7日以内で必要と認める期間

(平17規則8・1号繰下)

2 前項第5号の2及び第9号から第12号までの休暇(以下この条において「特定

休暇」という。)の単位は、1日又は1時間とする。ただし、特定休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

(平17規則8・追加、平21規則2・平22規則8・令4規則1・一部改正)

3 1日を単位とする特定休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを勤務しないときに使用するものとする。

(平21規則2·一部改正)

- 4 1時間を単位として使用した特定休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって1日とする。
 - (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 7時間45分
 - (2) 斉一型短時間勤務職員 勤務日ごとの勤務時間の時間数 (7時間45分を超える場合にあっては、7時間45分)
 - (3) 不斉一型短時間勤務職員 7時間45分

(平20規則3、平21規則2・一部改正)

(介護休暇)

- 第13条 条例第15条第1項の規定で定める者は、次に掲げる者(第2号に掲げる者に あっては、職員と同居しているものに限る。)とする。
 - (1) 祖父母、孫及び兄弟姉妹
 - (2) 職員又は配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。) との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で次に掲げるもの
 - ア 父母の配偶者
 - イ 配偶者の父母の配偶者
 - ウ 子の配偶者
 - エ 配偶者の子

(平29規則6・一部改正)

- 2 条例第15条第1項の規則で定める期間は、2週間以上の期間とする。
- 3 条例第15条第1項に規定する職員の申出は、同項に規定する指定期間(以下「指 定期間」という。)の指定を希望する期間の初日及び末日を休暇簿に記入して、任 命権者に対し行わなければならない。

(平29規則6・追加)

4 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、当該申

出による期間の初日から末日までの期間(第7項において「申出の期間」という。) の指定期間を指定するものとする。

(平29規則6・追加)

5 職員は、第3項の申出に基づき前項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出(短縮の指定の申出に限る。)に基づき次項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を休暇簿に記入して、任命権者に対し申し出なければならない。

(平29規則6・追加)

6 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出が あった場合には、第4項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日 から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

(平29規則6・追加)

7 第4項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、申出の期間又は第3項の申出に基づき第4項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第5項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間(以下この項において「延長申出の期間」という。)の全期間にわたり第17条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

(平29規則6・追加)

8 指定期間の通算は、暦に従って計算し、一月に満たない期間は、30日をもって一月とする。

(平29規則6·追加)

- 第13条の2 介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。
- 2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間(当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。

(平29規則6・追加)

(介護時間)

- 第13条の3 介護時間の単位は、30分とする。
- 2 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した 2時間(育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない 時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない 時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。

(平29規則6・追加)

(組合休暇)

- 第14条 条例第16条第1項の規則で定めるものは、執行機関、監査機関、議決機関(代議制をとる場合に限る。)投票管理機関及び特定の事項について調査研究を行い、かつ、当該登録された職員団体の諮問に応ずるための機関とする。
- 2 組合休暇の単位は、1日、半日又は1時間とする。ただし、1暦年について30日 を超えることができない。

(病気休暇及び特別休暇の承認)

第15条 条例第17条第1項の規則で定める特別休暇は、第12条第1項第6号及び第7号の休暇とする。

(平17規則8・一部改正)

第16条 任命権者は、病気休暇又は特別休暇(前条に規定するものを除く。第19条第 1項において同じ。)の請求について、条例第13条に定める場合又は第12条第1項 各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。た だし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達すること ができると認められる場合は、この限りでない。

(平17規則8・一部改正)

(介護休暇及び介護時間の承認)

第17条 任命権者は、介護休暇又は介護時間の請求について、条例第15条第1項又は 第15条の2第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければ ならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間 については、この限りでない。

(平29規則6・一部改正)

(組合休暇の許可)

第18条 任命権者は、組合休暇の請求について、条例第16条第1項に定める場合に該

当すると認めるときは、公務の運営に支障がないと認める場合に限り、これを許可 することができる。

(年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇の請求等)

- 第19条 年次有給休暇、病気休暇又は特別休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ休暇簿に記入して任命権者に請求しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない理由によりあらかじめ請求できなかった場合には、その理由を付して事後において承認を求めることができる。
- 2 第12条第1項第6号の申出は、あらかじめ休暇簿に記入して任命権者に対し行わなければならない。
- 3 第12条第1項第7号に掲げる場合に該当することとなった女子職員は、その旨を 速やかに任命権者に届け出るものとする。

(平17規則8・一部改正)

(介護休暇及び介護時間の請求)

第20条 介護休暇又は介護時間の承認を受けようとする職員は、あらかじめ休暇簿に 記入して任命権者に請求しなければならない。

(平17規則8・平29規則6・一部改正)

2 前項の介護休暇の承認を受けようとする場合において、1回の指定期間について 初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、2週間以上の期間(当該指定期間 が2週間未満である場合その他の管理者が定める場合には、管理者が定める期間) について一括して請求しなければならない。

(平29規則6・一部改正)

(組合休暇の申請)

第21条 組合休暇の許可を受けようとする職員は、あらかじめ休暇簿に記入して任命 権者に請求しなければならない。この場合においては、職員団体の代表者の証明書 を添付しなければならない。

(休暇の承認等の決定等)

第22条 第19条第1項、第20条第1項又は前条の請求又は申請があった場合においては、任命権者は、速やかに承認又は許可するかどうかを決定し、当該請求又は申請を行った職員に対して当該決定を通知するものとする。ただし、第20条の規定により介護休暇の請求があった場合において、当該請求に係る期間のうちに当該請求があった日から起算して1週間を経過する日(以下この項において「1週間経過日」と

いう。)後の期間が含まれているときにおける当該期間については、1週間経過日 までに承認するかどうかを決定することができる。

(平17規則8・平29規則6・一部改正)

2 任命権者は、病気休暇、特別休暇、介護休暇又は介護時間について、その理由を 確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

(平29規則6・一部改正)

(休暇簿)

第23条 休暇簿に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(その他の事項)

第24条 この章に規定するもののほか、休暇に関し必要な事項は、管理者が定める。

第6章 雑則

(第2章から第4章の規定についての別段の定め)

第25条 任命権者は、業務若しくは勤務条件の特殊性又は地域的若しくは季節的事情により、第2条、第3条、第4条第1項、第6条の3第1項及び第3項並びに第7条第1項の規定によると能率を甚だしく阻害し、又は職員の健康若しくは安全に有害な影響を及ぼす場合には、管理者の承認を得て、週休日、勤務時間の割振り、週休日の振替等、休息時間、超勤代休時間の指定又は代休日の指定について別段の定めをすることができる。

(報告)

第26条 管理者は、必要があると認めるときは、任命権者に対し、勤務時間、休日及び休暇に関する事務の実施状況について報告を求めることができる。

(臨時又は非常勤の職員の勤務時間等)

第27条 削除

(令2規則3・削除)

第28条 削除

(令2規則3・削除)

第29条 削除

(令2規則3・削除)

付 則

(施行期日)

1

- この規則は、平成7年1月1日から施行する。
- 2 滋賀中部地域行政事務組合救急医療事務局に勤務する職員の勤務時間、休日及び

休暇に関する規則(昭和57年中部地域消防組合規則第2号)を廃止する。 (経過措置)

- 3 条例の施行の際現に滋賀中部地域行政事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に 関する規則(以下「旧規則」という。)第4条第3項の規定に基づき管理者の承認 を得ている勤務を要しない日及び勤務時間の割振りについての定めは、管理者が別 に定める場合を除き、条例第4条第2項ただし書の規定に基づき管理者と協議した 週休日及び勤務時間の割振りについての定めとみなす。
- 4 条例付則第2条第1項の規定が適用される職員の勤務時間の割振りについて、この規則の施行の際現に旧規則第7条の規定に基づき置かれている休息時間については、第4条第1項又は第25条の規定に基づく休息時間とみなす。
- 5 この規則の施行の際現に旧規則第8条の規定に基づき管理者の承認を得ている勤務を要しない日、勤務時間の割振り、勤務を要しない日の振替え、半日勤務時間の割振り変更及び休息時間についての別段の定めは、管理者が別に定める場合を除き、それぞれ第25条の規定に基づき管理者の承認を得た週休日、勤務時間の割振り、週休日の振替え等又は休息時間についての別段の定めとみなす。
- 6 この規則の施行の日前に使用された滋賀中部地域行政事務組合職員の勤務時間、 休日及び休暇に関する条例(以下「旧条例」という。)第9条第4号、第6号、第 7号、第8号、第12号、第13号及び第14号の特別休暇であって、同一の理由につい て第12条第4号、第5号、第6号、第8号、第9号、第11号、第15号及び第18号に 掲げる場合に該当することとなるものについては、それぞれ同条第4号、第5号、 第6号、第8号、第9号、第11号、第15号及び第18号の特別休暇として既に使用さ れたものとみなす。
- 7 この規則の施行の日前に行われた旧条例第9条第7号に定める事由による特別休暇の請求であって、同一の事項について第12条第5号若しくは第6号による申出又は第19条第3項の規定による届出を行う必要があるものについては、それぞれ第12条第5号若しくは第6号又は同項の規定により行われたものとみなす。

(第8項から第9項まで 省略)

付 則(平成9年3月31日規則第5号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

付 則 (平成10年3月31日規則第2号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

付 則(平成11年4月30日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

付 則(平成13年3月19日規則第1号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

付 則(平成14年4月30日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

付 則(平成15年3月18日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成16年3月8日規則第1号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

付 則(平成17年6月7日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

付 則 (平成18年10月31日規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成20年3月28日規則第3号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成20年11月12日規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成21年1月14日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、平成20年10月1日から適用する。

付 則(平成21年3月16日規則第2号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第1条中東近江行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則第12条第1項第2号の改正規定は、平成21年5月21日から施行する。

付 則 (平成22年3月30日規則第6号)

(施行期日)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則(平成22年10月1日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成22年12月1日規則第13号)

この規則は、平成23年1月1日から施行し、改正後の東近江行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則第11条の規定は、同日以後に使用した病気休暇について適用する。

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成23年4月1日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成24年9月27日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成26年4月30日規則第7号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月21日規則第6号)

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置等)

- 2 東近江行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(平成29年東近江行政組合条例第1号。以下「平成29年改正条例」という。)附則第2項に規定する申出は、東近江行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年滋賀中部地域行政事務組合条例第5号。以下「条例」という。)第15条第1項に規定する指定期間(以下「指定期間」という。)の末日とすることを希望する日を休暇簿に記入して、任命権者に対し行わなければならない。
- 3 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、平成29 年改正条例第2項に規定する初日(以下「初日」という。)から当該申出による期間の末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 4 平成29年改正条例第2項に規定する職員(以下「職員」という。)は、第2項の申出に基づき前項若しくは第6項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出(短縮の指定の申出に限る。)に基づき次項若しくは第6項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を休暇簿に記入して、任命権者に対し申し出なければ

ならない。

- 5 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出が あった場合には、初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するも のとする。
- 6 第3項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、施行日から第2項の規定により申し出た指定期間の末日とすることを希望する日までの期間(以下「施行日以後の申出の期間」という。)又は第2項の申出に基づき第3項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第2項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間(以下「延長申出の期間」という。)の全期間にわたり、東近江行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年滋賀中部地域行政事務組合規則第8号)第17条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、施行日以後の申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。
- 7 第2項の指定期間の申出は、施行日前において行うことができる。
- 8 東近江行政組合職員の給与に関する条例(昭和47年中部地域消防組合条例第19号) 付則第9項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する条例第15条の 2第3項の規定により準用される条例第15条第3項の規定の適用については、同項 中「第25条第2項前段」とあるのは、「付則第11項」とする。

附 則(平成31年3月13日規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置等)

2 平成31年8月31日までの間におけるこの規則による改正後の規則第6条の2の2 第1項第2号(ウに係る部分に限る。)の規定の適用については、同号ウ中「5箇 月の期間」とあるのは、「5箇月の期間(平成31年4月以後の期間に限る。)」とす る。

附 則(令和2年1月24日規則第3号)

- この規則は、令和2年4月1日から施行する。 附 則(令和4年1月25日規則第1号)
- この規則は、公布の日から施行し、令和4年1月1日から適用する。

別表第1 (第8条関係)

	在	職	期	間	日	数
1月に達す	るまでの期間]			2 日	
1月を超え	2月に達する	までの期間			3 日	
2月を超え	3月に達する	までの期間			5 日	
3月を超え	4月に適する	までの期間			7 日	
4月を超え	5月に達する	までの期間			8 日	
5月を超え	6月に達する	までの期間			10 日	
6月を超え	7月に達する	までの期間			12 日	
7月を超え	8月に達する	までの期間			13 日	
8月を超え	9月に達する	までの期間			15 日	
9月を超え	10月に達す	るまでの期間]		17 日	
10月を超え	11月に達す	るまでの期間			18 日	
11月を超え	1年未満の基	明間			20 日	

別表第2 (第12条関係)

親 族	日 数		
配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)	7 日		
父母	7 日		
子	5 日		
祖父母	3日(職員が代襲相続し、かつ、祭具等		
世文马	の継承を受ける場合にあっては、7日)		
孫	1 日		
兄弟姉妹	3 日		
おじ又はおば	1日(職員が代襲相続し、かつ、祭具等		
わし又はわは	の継承を受ける場合にあっては、7日)		
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日(職員と生計を一にしていた場合に		
文母の配柄有文は配柄有の文母	あっては、7日)		
子の配偶者又は配偶者の子	1日(職員と生計を一にしていた場合に		
丁の配柄有文は配柄有の丁	あっては、5日)		
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1口(磁号を生計を一にして)を担合に		
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉	1日(職員と生計を一にしていた場合に あっては、3日)		
妹	α)·) ((a, β μ)		
おじ又はおばの配偶者	1 日		

(平29規則6・全部改正)